

情報ひろば



高齢者への生活支援

問 いずれも市役所駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課 (☎ 16ページ)

【配食サービス】

対 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身障がい、虚弱などのため調理が困難な人 ※提供が必要か判断するため、**容** 身体状況などを調査します。 **容** 栄養バランスに配慮した昼食の提供 (週3回まで) **料** 1食500円

※米飯なしは450円

【ガス漏れ警報器設置】

対 おおむね65歳以上で所得税非課税のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯、おおむね65歳以上の寝たきり状態にある高齢者が常に独居状態となる所得税非課税世帯など **数** 1世帯1機 **料** 無料

高齢者等バス優待制度

回数券購入場所を拡充

容 各総合支所で、高齢者等バス

優待制度による回数券が購入できません。 ※回数券の引き渡しは翌日以降になります。鳥取駅バスターミナルでは従来どおり購入できません。なお、払い戻しは鳥取駅バスターミナルのみの取り扱いとなります。 **所** 追加購入場所…各総合支所市民福祉課 ※購入時に必要な申請書も窓口を設置しています。制度の詳細はとっとり市報1月号をご覧ください。

問 市役所駅南庁舎高齢社会課
☎ 0857-20-3453

障がい者(児)日常生活用具給付事業の見直し

対 重度の障がいのある人 ※障がいの程度など、詳しくは問い合わせ先まで。 **容** ▼追加品目…音声タグレコーダー、テレビ電話、パルスオキシメーター▽除外品目…入浴担架など▽その他…紙おむつの給付対象者の拡大、ファクシミリなどの給付基準額の改正など

問 市役所駅南庁舎生活福祉課
☎ 0857-20-3475

各総合支所市民福祉課 (☎ 16ページ)

重度障がい者(児)タクシー利用助成

対 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者で、4月時

点で平成20年所得に係る所得税が非課税かつ、平成21年度の個人市民税が非課税の人 ※平成22年7月以降に新たに対象となる場合は問い合わせ先までご相談ください。 **容** 平成22年度分のタクシー利用券(黄色)を交付 ※平成21年度の利用券(緑色)は、4月1日以降は利用できません。 **額** 初乗り運賃相当分の利用券1カ月につき4枚を申請月から平成23年3月までの月数に応じた枚数 **持** 該当の障がい者手帳、印鑑

問 市役所駅南庁舎生活福祉課
☎ 0857-20-3471

各総合支所市民福祉課 (☎ 16ページ)

精神障がい者家族会総会

時 4月7日(水) 13:30~15:30
所 さわやか会館3階多目的室

※駐車場は駅南庁舎をご利用ください。 **容** 記念講演「回復力を高める家族のコミュニケーション」

▽講師…植田俊幸さん(県立精神保健福祉センター課長、医師) ※

精神障がい者家族会は、偶数月の第1水曜日を定例に開催しています。ごなたでも入会できますので、

お気軽にご参加ください。

問 市役所駅南庁舎生活福祉課
☎ 0857-20-3474



過疎地有償運送事業の補助

対 新たに過疎地有償運送を実施しようとするNPO法人など **容** 経費の一部を補助▽運行区域…交通空白地域、路線バスが運行されている区域であるが路線の本数が極端に少ない区域など **額** ▼運行事業…営業費用から営業収益を差し引いた額(上限 営業費用の10分の8)に2分の1を乗じて得た額

▽車両等設備整備事業…車両・通信関連機器購入など事業実施にあたっての初期投資経費の額に2分の1を乗じて得た額(上限100万円) ※運行事業、車両等設備整備事業とも残りの2分の1は県が助成

問 市役所本庁舎交通対策室
☎ 0857-20-3257

住民参画型バス停上屋整備への補助

対 バス停上屋を整備する町内会(自治会)または地区会 **容** 経費の一部を補助 **額** バス停上屋1カ所の整備に要する経費に3分の

固定資産税について

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日(木)～5月31日(月)

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評価額が適正かどうかを確認することができます。

【縦覧できる人】

- ①市内の土地の納税者…土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
- ②市内の家屋の納税者…家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人、委任状のある人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

◆固定資産課税台帳の閲覧 4月1日～

課税内容を確認することができます。

【閲覧できる人】

- ①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人…納税義務のある固定資産の全部を閲覧できます。
- ②借地・借家人など…使用または収益の対象となる部分の記載事項を閲覧できます。
- ③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など)…該当する固定資産の部分を閲覧できます。

※②③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。また、代理人の場合は委任状が必要です。

◇時間はいずれも 8:30～17:15(土・日・祝休日を除く)

※縦覧・閲覧の際には、本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。

※縦覧・閲覧は、市役所駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課で行えます。

◆固定資産税の評価額

固定資産税は、固定資産の評価額をもとに算定された税額を市町村に納める税金です。土地・家屋の評価は資産価格の変動に対応するため、3年ごとに適正な価格に見直します。前回は平成21年度に見直しを行っており、今年度は評価額が据え置きになりますが、分合筆・地目変更をした土地、地価が下落して価格を据え置くことが適当でない土地、新築・増築した家屋は、新たに評価額を決定することになります。

◆固定資産(土地)の負担調整措置

負担調整措置とは、税負担の公平化を図るために、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は税負担の引き下げや据え置きを行い、負担水準が低い土地は税負担を徐々に上げていく仕組みです。負担水準は、納税通知書とあわせて送付する課税明細書で確認できます。

◆新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅は、固定資産税が2分の1に減額されます。減額される期間は、築後3年度分(中高層耐火住宅の場合は5年度分)、また、認定長期優良住宅については築後5年度分(中高層耐火住宅の場合は7年度分)です。平成18年(中高層耐火住宅の場合は平成16年)中に新築された住宅は、今年度分から減額措置の適用外となります。

◆納税通知書の発送

平成22年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は5月10日ごろに発送する予定です。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421



凡例

- 対=対象
- 所=場所
- 料=料金
- 問=問い合わせ先
- 容=内容
- 員=定員
- 受=受付
- 時=日時
- 数=数量
- 条=条件
- 募=募集期間・方法
- 額=支給・助成額など
- 持=持参するもの

自然エネルギー利用に補助

☎ 0857-20-3257

2を乗じて得た額(上限100万円) ※6月30日(水)までに問い合わせ先まで

☎ 市役所本庁舎交通対策室

対 市内の住宅などに自然エネルギーを利用した発電システムを設置する市民

容 購入費、設置費の一部を補助

額 太陽光発電システム補助額(上限4万円)・太陽光発電システムのみの場合1万円あたり5万円に太陽電池の最大出力を乗じた額、太陽光発電システムと下記設備またはLED照明・

エコキュートなどの高効率給湯器を同時に導入する場合、1万円あたり7万円に太陽電池の最大出力を乗じた額に、各省エネ設備補助額、LED照明またはエコキュートなどの補助額(設備経費の10分の1、上限3万円)のいずれかを加算▽省エネ設備補助額(上限設備経費の10分の1)・薪ストーブ6万円、ペレットストーブ4万円、太陽熱温水器2万円、小型風力発電設備10万円、その他の設備5万円

受 申込書を問い合わせ先まで ※申請書は本市ホームページ(環境政策課)からもダウンロードできます。

自然環境創造への補助

☎ 0857-20-3176

☎ 市役所本庁舎環境政策課

容 ビオトープ(野生生物の生息する空間)の保全や再生、休耕田を利用した植物、貝類などによる水質浄化、貝類、稚魚などの放流などの事業に補助

対 自治会、環境保全団体など

額 各種資材費、建設機械の借り上げ料、専門技術者への賃金、指導者への謝金などの経費の2分の1(上限50万円)

募 問い合わせ先まで

☎ 市役所本庁舎環境政策課

☎ 0857-20-3176

春の全国交通安全運動

事故ゼロへ

心をつなごう

手をつなごう

時 4月6日(火)～15日(木)

容 運動の重点推進事項▽子どもと高齢者の交通事故防止▽自転車の安全利用の推進▽すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底▽飲酒運転の根絶

※4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

☎ 市役所本庁舎協働推進課

☎ 0857-20-3182